

旧	新	備考																
<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防止し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。</p> <p>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>(1) 村は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局に報告する。</p> <p>なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】</p> <table border="1" data-bbox="154 1423 1252 1537"> <tr> <td colspan="2">報告先</td> <td>消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7514</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	NTT 回線	電話	03-5253-7514	FAX	03-5253-7553	<p style="text-align: center;">第5章 災害応急対策計画</p> <p>災害応急対策計画は、基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防止し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画で、災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。</p> <p>また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。</p> <p>なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。</p> <p>第1節 災害情報収集・伝達計画</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡</p> <p>(1) 村は、災害時は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を上川総合振興局に報告する。なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】</p> <table border="1" data-bbox="1299 1423 2398 1537"> <tr> <td colspan="2">報告先</td> <td>消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT 回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7510</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)	NTT 回線	電話	03-5253-7510	FAX	03-5253-7553	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)																
NTT 回線	電話	03-5253-7514																
	FAX	03-5253-7553																
報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班(消防防災・危機管理センター内)																
NTT 回線	電話	03-5253-7510																
	FAX	03-5253-7553																

旧	新	備考
<p>4 災害情報等連絡系統図</p> <p>図表 災害情報等連絡系統</p> <p>（凡例） —— 通常の系統 災害対策本部からの派遣要請があった場合の系統 ----- 直接即報基準に該当する火災・災害等</p> <p>災害情報等報告取扱要領 村長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、次に定めるところにより災害情報等を上川総合振興局長に報告するものとする。 （略）</p>	<p>4 災害情報等連絡系統図</p> <p>図表 災害情報等連絡系統</p> <p>（凡例） —— 通常の系統 災害対策本部からの派遣要請があった場合の系統 ----- 直接即報基準に該当する火災・災害等</p> <p>災害情報等報告取扱要領 村長は、<u>災害時</u>、次に定めるところにより災害情報等を上川総合振興局長に報告するものとする。 （略）</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
	<p>道計画の修正に伴う修正</p>	

旧	新	備考
<p>2 報告の種類及び内容</p> <p>(1) 災害情報</p> <p><u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>は、災害情報（別記第8号様式）により速やかに報告すること。</p> <p>3 その他の通信施設の利用</p> <p>公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。</p>	<p>2 報告の種類及び内容</p> <p>(1) 災害情報</p> <p><u>災害時</u>は、災害情報（別記第8号様式）により速やかに報告すること。</p> <p>3 その他の通信施設の利用</p> <p>公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、概ね次のとおりである。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(1) <u>当村</u>の通信施設</p>	<p>(1) <u>村</u>の通信施設</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p> <p>(5) 北海道電力株式会社の専用電話による通信</p> <p><u>北海道電力株式会社日高営業所</u>、日高水力センター等を経て行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 北海道電力株式会社<u>及び北海道電力ネットワーク株式会社</u>の専用電話による通信</p> <p><u>北海道電力株式会社送配電カンパニー日高ネットワークセンター</u>、日高水力センター等を経て行う。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>会社名の変更に伴う修正</p>
<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p>	<p>第3節 災害広報・情報提供計画</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第1 村の広報</p> <p>村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u>、避難場所・避難所、医療機関等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>その際、要配慮者への伝達に十分配慮する。</p> <p>なお、まちづくり懇談会等によって、地域住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害情報等の発表及び広報の方法</p> <p>(略)</p>	<p>第1 村の広報</p> <p>村は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、<u>避難指示、高齢者等避難</u>、避難場所・避難所、医療機関、<u>スーパーマーケット、ガソリンスタンド</u>等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。</p> <p>その際、要配慮者への伝達に十分配慮する。</p> <p>なお、まちづくり懇談会等によって、地域住民並びに被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 災害情報等の発表及び広報の方法</p> <p>(略)</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>(2) 報道機関に対する情報の発表 収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。 また、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。</p> <p>(3) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 住民及び被災者に対する広報活動については、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行う。また、<u>災害情報共有システム(Lアラート)</u>、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。 (略)</p> <p>イ 広報事項の内容 (略)</p> <p>(ウ) <u>避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u> (略)</p> <p>第4節 応急措置実施計画</p>	<p>(2) 報道機関に対する情報の発表 収集した災害情報等に基づき、報道機関に対して次の事項を発表する。 また、<u>災害時</u>には、新聞・テレビ、ラジオ放送等報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報・資料を提供し協力する。</p> <p>(3) 住民に対する広報の方法及び内容 ア 住民及び被災者に対する広報活動については、災害時の状況を見極めながら、次の方法により行う。また、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。 (略)</p> <p>イ 広報事項の内容 (略)</p> <p>(ウ) <u>避難指示、高齢者等避難</u> (略)</p> <p>第4節 応急措置実施計画</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>2 工作物、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項） 村長等は、<u>当村</u>の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、<u>当村</u>区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき、次の措置をとるものとする。 (略)</p> <p>3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項） 村長等は、<u>当村</u>の地域に係る<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 工作物、物件等の一時使用等（基本法第64条第1項） 村長等は、<u>村</u>の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、<u>村</u>区域内の他人の土地、建物その他工作物（以下「工作物」という。）を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件（以下「物件」という。）を使用し、若しくは収用することができる。この場合において、基本法施行令（昭和37年政令第288号）第24条及び基本法第82条の規定に基づき、次の措置をとるものとする。 (略)</p> <p>3 災害現場の工作物及び物件の除去、保管等の実施（基本法第64条第2項～第6項） 村長等は、<u>村</u>の地域に係る<u>災害時</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるもの（以下「工作物等」という。）の除去その他必要な措置をとることができる。この場合において、工作物等を除去したときは、当該工作物等を保管しなければならない。 (略)</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p> <p>表記の統一（軽微な変更）</p>

旧	新	備考
<p>4 住民等に対する緊急従事指示等</p> <p>(1) 村長等は、<u>当村</u>の地域に係る<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、<u>当村</u>の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第 65 条第 1 項）。</p> <p>(2) 村長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、<u>当村</u>の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする（水防法第 24 条）。</p>	<p>4 住民等に対する緊急従事指示等</p> <p>(1) 村長等は、<u>村</u>の地域に係る<u>災害時</u>において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、<u>村</u>の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第 65 条第 1 項）。</p> <p>(2) 村長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、<u>村</u>の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させるものとする（水防法第 24 条）。</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p> <p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p> <p>(5) 村長は、(1) から (4) までにより、<u>当村</u>の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする（基本法第 84 条第 1 項）。</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 村長は、(1) から (4) までにより、<u>村</u>の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする（基本法第 84 条第 1 項）。</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p> <p>第 5 節 避難対策計画</p>	<p>(略)</p> <p>第 5 節 避難対策計画</p>	
<p>(略)</p> <p>第 1 避難実施責任及び措置内容</p> <p>風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、村長等避難実施責任者は、次により<u>避難勧告等を行う</u>。</p> <p>特に村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、</u>避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を発令する。</p> <p>なお、<u>避難勧告等</u>を発令するに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に努める。</p> <p>1 村長（基本法第 60 条）</p> <p>(1) 村長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>、警戒巡視等によって得ら</p>	<p>(略)</p> <p>第 1 避難実施責任及び措置内容</p> <p>風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められる場合、村長等避難実施責任者は、次により<u>避難指示等を発令する</u>。</p> <p>特に村は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、<u>避難指示</u>のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、<u>高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける</u>高齢者等避難を発令する必要がある。</p> <p>なお、<u>避難指示等</u>を発令するに当たっては、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示及び緊急安全確保</u>を夜間や<u>暴風警報発表時</u>に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>高齢者等避難</u>の発令に努める。</p> <p>1 村長（基本法第 60 条）</p> <p>(1) 村長は、<u>災害時</u>、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等</p>	<p>法改正に伴う修正 道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正 道計画の修正に伴う修正 道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正 " "</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>このため、村は、<u>避難勧告等</u>を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>(2) 国や道の関係機関による助言</p> <p>村から助言を求められた国や道の関係機関は、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言するとともに、それぞれの所掌する事務に関する助言を行う。</p> <p>なお、国及び道は、村長による水害時における<u>避難勧告等</u>の発令に資するよう、村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p> <p>2 協力・援助</p> <p>富良野警察署長は、村長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。</p> <p>第3 <u>避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始</u>の周知</p> <p>村長は、<u>避難勧告等</u>の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の提供、避難のための立退きの<u>勧告・指示</u>、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、緊急速報メール、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>1 伝達事項</p> <p>(1) <u>避難勧告、指避難示（緊急）</u>、近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示又は<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の理由及び内容 (略)</p> <p>(3) 火災、盗難の予防措置等</p> <p>(4) 携行品等その他の注意事項</p> <p>ア 携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・ティシュペーパー・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ等）。</p>	<p>このため、村は、<u>避難指示等</u>を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。</p> <p>(2) 国や道の関係機関による助言</p> <p>村から助言を求められた国や道の関係機関は、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言するとともに、それぞれの所掌する事務に関する助言を行う。</p> <p>なお、国及び道は、村長による水害時における<u>避難指示等</u>の発令に資するよう、村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p> <p>2 協力・援助</p> <p>富良野警察署長は、村長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行う。</p> <p>第3 <u>避難指示等</u>の周知</p> <p>村長は、<u>避難指示等</u>の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、<u>避難指示等の発令</u>、避難のための立退きの<u>指示</u>、又は近隣の安全な場所への待避や屋内安全確保の指示に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように<u>避難指示等</u>の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、<u>避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして</u>対象者ごとに<u>警戒レベルに対応した</u>とるべき避難行動について、住民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、緊急速報メール、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>1 伝達事項</p> <p>(1) <u>指避難示等</u>の理由及び内容 (略)</p> <p>(3) 火災、盗難の予防措置等</p> <p>(4) 携行品等その他の注意事項</p> <p>ア 携行品は、必要最小限にする（食料・水筒・タオル・ティシュペーパー・着替え・救急薬品・懐中電灯・携帯ラジオ、<u>感染症対策品（マスク、消毒液、スリッパ等）</u>等）。</p>	<p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>法改正に伴う修正 "</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>感染症対策品の追加</p>

旧				新				備考
(略)				(略)				
2 伝達方法				2 伝達方法				
(略)				(略)				
(2) ラジオ、テレビ放送等による伝達 NHK・民間放送局に対し、 勧告・指示 を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。				(2) ラジオ、テレビ放送等による伝達 NHK・民間放送局に対し、 指示 を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を提示するとともに放送するよう協力を依頼する。				法改正に伴う修正
(略)				(略)				
(4) 伝達員による個別伝達 避難の 勧告又は指示 が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想される場合は、消防職員、消防団員等で担当を編成し、個別に伝達するものとする。 また、地区情報連絡員等に対して、電話等により伝達を依頼する。				(4) 伝達員による個別伝達 避難の 指示 が夜間、停電時、風雨が激しい場合等のため、全家庭に対する周知が困難であると予想される場合は、消防職員、消防団員等で担当を編成し、個別に伝達するものとする。 また、地区情報連絡員等に対して、電話等により伝達を依頼する。				法改正に伴う修正
(略)				(略)				
3 避難勧告等の基準				3 避難指示等の基準				
(1) 防災気象情報における「警戒レベル」の運用 村は、気象庁から発表される「警戒レベル」を運用し、 避難勧告等 の発令に活用する。				(1) 防災気象情報における「警戒レベル」の運用 村は、気象庁から発表される「警戒レベル」を運用し、 避難指示等 の発令に活用する。				道計画の修正に伴う修正
								法改正に伴う修正
警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村が発令	気象庁が発表	警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村が発令	気象庁が発表	道計画の修正に伴う修正
5	<u>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</u>	災害発生情報	大雨特別警報 氾濫発生情報	5	<u>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</u>	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨特別警報 氾濫発生情報	法改正に伴う修正
4	<u>・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。</u> <u>・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。</u>	避難指示（緊急） ・ 避難勧告	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	4	<u>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は室内安全確保）する。</u>	避難指示	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	道計画の修正に伴う修正
3	<u>高齢者は立退き避難する。</u> <u>その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。</u>	避難準備・ 高齢者等避難開始	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	3	<u>・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は室内安全確保）する。</u> <u>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。</u>	高齢者等避難	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	
2	災害に備え自らの避難 鼓動 を確認する。		大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報	2	災害に備え自らの避難 行動 を確認する。		大雨・洪水・注意報	
1	災害への心構えを高める。		早期注意情報 (警報級の可能性)	1	災害への心構えを高める。		早期注意情報	
(2) 避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】 (略)				(2) 高齢者等避難 【警戒レベル3】 (略)				法改正に伴う修正
(3) 避難勧告・避難指示（緊急） 【警戒レベル4】 (略)				(3) 避難指示 【警戒レベル4】 (略)				法改正に伴う修正
(4) 災害発生情報 【警戒レベル5】 (略)				(4) 緊急安全確保 【警戒レベル5】 (略)				法改正に伴う修正

旧	新	備考
<p><u>イ</u> 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意すること。</p> <p><u>ウ</u> 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>ウ</u> 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意すること。</p> <p><u>エ</u> 著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用除外措置があることに留意すること。</p> <p><u>オ</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応も含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>カ</u> <u>避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>3 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p>	<p>3 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p>	
<p>ク 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることとし、必要に応じ、道に対して避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言・支援を要請すること。</p>	<p>ク 避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めることとし、必要に応じ、道に対して避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針等の助言・支援を要請すること。</p> <p><u>また、村は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</u></p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>ケ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの<u>配付等</u>による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の<u>運営</u>に努めること。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>ケ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮すること。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、巡回警備や防犯ブザーの<u>配付等</u>による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営<u>管理</u>に努めること。</p> <p><u>コ</u> <u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>文言の修正（軽微な変更）</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p><u>コ</u> やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めること。</p>	<p><u>サ</u> やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めること。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p><u>サ</u> 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すこととし、特に要配慮者等へは、良好な生活環境の確保に努めること。</p> <p><u>シ</u> 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>シ</u> 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すこととし、特に要配慮者等へは、良好な生活環境の確保に努めること。</p> <p><u>ス</u> 災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めること。</p> <p><u>セ</u> 村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>ソ</u> 指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態の確認をするともに、十分なスペースを確保し、定期的に喚起を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。</p> <p><u>タ</u> 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に防災担当と保健予防担当が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第9 広域避難</p> <p>1 広域避難の協議等</p> <p>村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、<u>広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。</u></p> <p>2 道内における広域避難</p> <p>村は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、<u>当該市町村に対して直接協議を行うものとする。</u></p> <p>3 道外への広域避難</p> <p>(1) 村は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、<u>道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。</u></p> <p>(2) 道は、村から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。</p> <p>(3) 道は、村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、<u>広域避難について助言を行うものとする。</u></p> <p>(4) 村は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、<u>知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。</u></p> <p>4 避難者の受け入れ</p> <p>村は、指定避難所及び指定緊急避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供す</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第9 広域一時滞在 (略)</p> <p>第6節 救助救出計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 占冠村 (略)</p> <p>3 北海道 (略)</p> <p>第7節 災害警備計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 災害に関する警察の任務</p> <p>富良野警察署（占冠駐在所）は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。 (略)</p> <p>第8節 交通応急対策計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 交通応急対策の実施</p> <p>1 占冠村 (略)</p> <p>5 北海道 (略)</p>	<p><u>ることについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第10 広域一時滞在 (略)</p> <p>第6節 救助救出計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 村 (略)</p> <p>3 道 (略)</p> <p>第7節 災害警備計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 災害に関する警察の任務</p> <p>富良野警察署（占冠駐在所）は、<u>災害時は</u>、災害の発生を防ぎよし、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通の規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たるものとする。 (略)</p> <p>第8節 交通応急対策計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 交通応急対策の実施</p> <p>1 村 (略)</p> <p>5 道 (略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
		<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
		<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
		<p>道計画の修正に伴う修正</p>
		<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
		<p>表記の統一（軽微な変更）</p>

旧	新	備考
<p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急通行車両</p> <p>ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。</p> <p>(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難の<u>勧告又は</u>指示に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。</p> <p>各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)、第2次輸送確保道路(市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路)及び第3次緊急輸送道路を指定している。</p>	<p>2 緊急通行車両の確認手続</p> <p>(略)</p> <p>(4) 緊急通行車両</p> <p>ア 緊急通行車両は、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。</p> <p>(ア) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難<u>指示等</u>に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>第4 緊急輸送道路ネットワーク計画</p> <p>地震をはじめとする災害発生時においては、緊急輸送を円滑かつ確実に実施できる道路が必要であり、それらの道路については耐震性が確保されているとともに、ネットワークとして機能することが重要である。</p> <p>このため、北海道開発局、北海道、<u>札幌市</u>、東日本高速道路<u>株式会社</u>等の道路管理者と北海道警察、<u>陸上自衛隊</u>等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路(以下「緊急輸送道路」という。)を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。</p> <p>各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。</p> <p>(略)</p> <p>2 緊急輸送道路の区分及び道路延長</p> <p>道では、災害時に輸送路を確定するため、第1次輸送確保路線(広域的な輸送に必要な主要幹線道路)、第2次輸送確保道路(市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路)及び第3次緊急輸送道路を指定している。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p><u>当村</u>においては次の路線が、緊急輸送道路となっているため、災害時においては、優先的に早期復旧が図られることとなる。</p> <p>(略)</p>	<p><u>村</u>においては次の路線が、緊急輸送道路となっているため、災害時においては、優先的に早期復旧が図られることとなる。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の統一(軽微な変更)</p>
<p>第9節 輸送計画</p> <hr/> <p>災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速かつ確実に行うための計画は次に定めるところによる。</p>	<p>第9節 輸送計画</p> <hr/> <p>災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送(以下「災害時輸送」という。)を迅速かつ確実に行うための計画は次に定めるところによる。</p>	

旧	新	備考
	<p><u>なお、国、道及び村は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、道及び村は、災害時に物資輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。</u></p>	道計画の修正に伴う追加
<p>第1 実施責任</p> <p>1 <u>占冠村</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 実施責任</p> <p>1 <u>村</u></p> <p>(略)</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>4 <u>北海道</u></p>	<p>4 <u>道</u></p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>第2 輸送の方法</p> <p>(略)</p>	<p>第2 輸送の方法</p> <p>(略)</p>	
<p>1 <u>占冠村</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 <u>村</u></p> <p>(略)</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>3 <u>北海道</u></p>	<p>3 <u>道</u></p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>第10節 食料供給計画</p> <hr/>	<p>第10節 食料供給計画</p> <hr/>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第1 実施責任</p> <p>1 <u>占冠村</u></p> <p>(略)</p>	<p>第1 実施責任</p> <p>1 <u>村</u></p> <p>(略)</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>2 <u>北海道</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 <u>道</u></p> <p>(略)</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>第2 食料の供給</p> <p>1 <u>占冠村</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2 食料の供給</p> <p>1 <u>村</u></p> <p>(略)</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>2 <u>北海道</u></p> <p>知事は、村から要請があったときは、食料を調達し、村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。 <u>また、その事態に照らし緊急を要し、村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず食料を確保し輸送する。</u> <u>その際、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮を行う。</u></p>	<p>2 <u>道</u></p> <p>知事は、村から要請があったときは、食料を調達し、村に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。 <u>(削除)</u></p>	表記の統一（軽微な変更）
		道計画の修正に伴う削除

旧	新	備考
<p>なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農林水産省政策統括官と協議の上、政府所有米穀を応急用米穀として確保し、村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</p> <p>3 北海道農政事務所 農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認する。</p> <p>(略)</p>	<p>なお、米穀については、必要に応じ、災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例により、農産局長と協議の上、政府所有米穀を応急用米穀として確保し、村に供給するとともに、その受領方法等について指示する。</p> <p>3 北海道農政事務所 農林水産省が応急用食料の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、地方公共団体と十分連絡を取りつつ、被災地の食料配給状況について、調達・供給開始後はその到着状況等について確認等を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>第 11 節 給水計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	<p>第 11 節 給水計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2 北海道</p>	<p>2 道</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第 13 節 衣料・生活必需物資供給計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	<p>第 13 節 衣料・生活必需物資供給計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2 北海道</p>	<p>2 道</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第 14 節 石油類燃料供給計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	<p>第 14 節 石油類燃料供給計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

旧	新	備考
<p>2 北海道</p> <p>知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、村長等の要請に基づきあつせん及び調達を行うものとする。</p> <p>また、村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 15 節 電力施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>第 1 電力供給区域</p> <p><u>北海道電力株式会社の供給区域は、北海道一円である。</u></p> <p>第 2 応急対策</p> <p>電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。</p> <p>1 北海道電力株式会社</p> <p>電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 17 節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 助産救護</p> <p>(5) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)</p> <p>(略)</p>	<p>2 道</p> <p>知事は、道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、災害時における石油類燃料について、村長等<u>から</u>の要請に基づき、あつせん及び調達を行うものとする。</p> <p>また、村等の要請に備え、北海道石油業協同組合連合会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第 15 節 電力施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第 1 応急対策</p> <p>電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、北海道電力株式会社、<u>北海道電力ネットワーク株式会社</u>及び電源開発株式会社は、それぞれ次の対策を講ずるものとする。</p> <p>1 北海道電力株式会社・北海道電力ネットワーク株式会社</p> <p>電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって<u>両社一体となり</u>次の対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 17 節 医療救護計画</p> <p>(略)</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 災害時に都道府県が設置する SCU (広域搬送拠点臨時医療施設) における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整。</u></p> <p>(5) 助産救護</p> <p>(6) 被災現場におけるメディカルコントロール(災害派遣医療チーム (DMAT) のみ)</p> <p>(略)</p>	<p>表記の統一 (軽微な変更)</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>道計画の修正に伴う削除</p>	<p>(略)</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>	<p>(略)</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第2 医療救護活動の実施</p>	<p>第2 医療救護活動の実施</p>	
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2 北海道</p>	<p>2 道</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による救護班の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、<u>救護班の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」</u>を設置し、<u>円滑な医療提供体制の構築</u>に努める。</p>	<p>(1) 道は、災害発生時に市町村等からの支援要請による<u>保健医療福祉活動チーム（災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチームをいう。）</u>の派遣、受入れ等を円滑に実施するため、<u>保健医療福祉活動の総合調整を行う「保健医療福祉調整本部」の派遣等についての調整を行う「救護班派遣調整本部」</u>を設置し、<u>保健医療福祉活動を円滑に行うための体制の整備</u>に努める。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(6) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケア活動ハンドブック」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。</p>	<p>(6) 道は、被災者ニーズ等に的確に対応した健康管理（こころのケアを含む）を行うため、医師、保健師、管理栄養士等による保健指導及び栄養指導を実施する。また、被災したことによるこころの健康のために、「災害時こころのケアの手引き」を関係機関に配布し、有効な活用を図るとともに、支援者向けの研修会等を開催する。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>4 協力機関等</p>	<p>4 協力機関等</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(3) 日本赤十字社北海道支部 道の要請に基づき、赤十字病院の救護班を派遣し医療救護活動を行う。</p>	<p>(3) 日本赤十字社北海道支部 道の要請に基づき、赤十字病院の救護班及びこころのケア班を派遣し医療救護及びこころのケア活動を行う。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>なお、災害救助法が適用された場合の救護班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。</p>	<p>なお、災害救助法が適用された場合の救護班及びこころのケア班の業務内容は、「委託協定書」の定めるところによる。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p>	<p>また、日本赤十字社が有する日本災害医療コーディネーターチームは、赤十字病院の救護班及びこころのケア班の必要数、活動エリア及び期間について、道が設置する「保険医療福祉調整本部」と協議、調整を行い、緊密に連携する。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>(5) 北海道医師会 道の要請に基づき、救護班を派遣し医療救護活動を行う。</p>	<p>(5) 北海道医師会 道の要請に基づき、救護班（JMAT）を派遣し医療救護活動を行う。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。</p>	<p>なお、救護班の業務内容は、第1の4に掲げるもののほか、「災害時の医療救護活動に関する協定書」の定めるところによる。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>第 18 節 防疫計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>1 占冠村</p> <p>(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(略)</p> <p>第 5 避難所等の防疫指導</p> <p>(略)</p> <p>2 清潔方法、消毒方法等の実施</p> <p>上川総合振興局保健環境部等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。</p> <p>また、必要があるときは、消毒薬等により便所、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>第 19 節 廃棄物処理等計画</p> <hr/> <p>災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。ただし、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去については、「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」による。</p> <p>第 1 実施責任</p> <p>1 占冠村</p> <p>(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(略)</p>	<p>第 18 節 防疫計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p> <p>(略)</p> <p>1 村</p> <p>(略)</p> <p>2 道</p> <p>(略)</p> <p>第 5 避難所等の防疫指導</p> <p>(略)</p> <p>2 清潔方法、消毒方法等の実施</p> <p>上川総合振興局保健環境部等の指導のもと、避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。</p> <p>また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>第 19 節 廃棄物処理等計画</p> <hr/> <p>災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」や「占冠村災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、「第 5 章 第 25 節 障害物除去計画」による。</p> <p>第 1 実施責任</p> <p>1 村</p> <p>(略)</p> <p>2 道</p> <p>(略)</p>	<p></p> <p>表現の統一（軽微な変更）</p> <p>表記の統一（軽微な変更）</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>表記の統一（軽微な変更）</p> <p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p></p>

旧	新	備考
<p>第 20 節 家庭動物対策計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	<p>第 20 節 家庭動物対策計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2 北海道</p>	<p>2 道</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第 21 節 文教対策計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	<p>第 21 節 文教対策計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 1 実施責任</p>	
<p>1 学校管理者等</p>	<p>1 学校管理者等</p>	
<p>(1) 防災上必要な体制の整備</p>	<p>(1) 防災上必要な体制の整備</p>	
<p>災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。</p>	<p>災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。</p>	道計画の修正に伴う修正
<p>(2) 児童・生徒等の安全確保</p>	<p>(2) 児童・生徒等の安全確保</p>	
<p>ア 在校中の安全確保</p>	<p>ア 在校中の安全確保</p>	
<p>在校中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。</p>	<p>在校中の児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。</p>	道計画の修正に伴う修正
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2 占冠村・北海道</p>	<p>2 村・道</p>	表記の統一（軽微な変更）
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>第 2 応急対策実施計画</p>	<p>第 2 応急対策実施計画</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	
<p>2 教育の要領</p>	<p>2 教育の要領</p>	
<p>(1) 災害状況に応じた特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。</p>	<p>(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。</p>	道計画の修正に伴う修正
<p>(2) 特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p>	<p>(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。</p>	道計画の修正に伴う修正
<p>ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。</p>	<p>ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童・生徒の過度の負担にならないよう配慮する。</p>	

旧	新	備考
<p>イ 教育活動の場所が寺院、公共施設等、学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。 (略)</p> <p>6 衛生管理対策 (略)</p> <p>(1) 校舎内、特に水飲場、<u>便所</u>は常に清潔にして消毒に万全を期すること。</p> <p>第22節 住宅対策計画</p>	<p>イ <u>公民館が避難所になっている場合など</u>、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童・生徒の安全確保に留意する。 (略)</p> <p>6 衛生管理対策 (略)</p> <p>(1) 校舎内、特に水飲場、<u>トイレ</u>は常に清潔にして消毒に万全を期すること。</p> <p>第22節 住宅対策計画</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p>	<p>災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の<u>供与</u>、住宅の応急修理は、本計画の定めるところによる。</p> <p>第1 実施責任</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>1 <u>占冠村</u> (略)</p>	<p>1 <u>村</u> (略)</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>2 <u>北海道</u> (略)</p>	<p>2 <u>道</u> (略)</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>3 応急仮設住宅 (1) 入居対象者 <u>次の条件に該当していなければならない。</u></p> <p><u>ア 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること</u> <u>イ 居住する住家がない者であること</u> <u>ウ 自らの資力では住宅を確保できない者で、次に該当する者であること</u></p> <p><u>(ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者</u> <u>(イ) 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者、勤労者、小企業者等</u> (略)</p>	<p>3 応急仮設住宅 (1) 入居対象者 <u>原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとする。</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う削除</p>
<p>(3) <u>応急仮設住宅</u>の建設 原則として<u>応急仮設住宅</u>の設置は、知事が行う。 (略)</p> <p>(8) 運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</p>	<p>(3) <u>建設型応急住宅</u>の建設 原則として<u>建設型応急住宅</u>の設置は、知事が行う。 (略)</p> <p>(8) 運営管理 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>

旧	新	備考
<p>また、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>家庭動物</u>の受入れに配慮するものとする。</p> <p>4 住宅の応急修理</p> <p>(1) 応急修理を受ける者</p> <p><u>ア 住宅が半壊又は半焼し、当面日常生活を営むことができない者であること</u></p> <p><u>イ 自らの資力で応急修理ができない者であること</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理は、居室、炊事場及び<u>便所</u>等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p> <p>(略)</p> <p>第 27 節 応急飼料計画</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>また、必要に応じて、応急仮設住宅における<u>ペット</u>の受入れに配慮するものとする。</p> <p>4 住宅の応急修理</p> <p>(1) 対象者</p> <p><u>ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></p> <p><u>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 修理の範囲と費用</p> <p>ア 応急修理は、居室、炊事場及び<u>トイレ</u>等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。</p> <p>(略)</p> <p>第 27 節 応急飼料計画</p> <hr/> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p> <p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>2 北海道</p> <p>(略)</p>	<p>2 道</p> <p>(略)</p>	<p>表現の統一（軽微な変更）</p>
<p>第 2 実施の方法</p> <p>村長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、上川総合振興局長を通じ道農政部長に<u>応急飼料のあっせん</u>を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省<u>生産局</u>に<u>応急飼料のあっせん</u>を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 29 節 ヘリコプター等活用計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 3 ヘリコプター等保有機関の活動等</p>	<p>第 2 実施の方法</p> <p>村長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって、上川総合振興局長を通じ道農政部長に<u>応急飼料のあっせん</u>を要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省<u>畜産局</u>に<u>応急飼料のあっせん</u>を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第 29 節 ヘリコプター等活用計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第 4 ヘリコプター等保有機関の活動体制</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>1 北海道</p> <p>(略)</p>	<p>1 道</p> <p>(略)</p>	<p>表現の統一（軽微な変更）</p>

旧	新	備考
<p>第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制</p> <p>大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。</p> <p>このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うものとする。</p> <p>第31節 広域応援計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 占冠村</p> <p>(略)</p> <p>3 北海道</p> <p>(1) 北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき協定締結結果に対して応援を要請する。また、知事は、村から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第3 救助法の適用手続き</p> <p>1 占冠村</p> <p>(略)</p> <p>2 北海道</p> <p>(略)</p>	<p>第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制</p> <p>大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。</p> <p>このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、<u>災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定める</u>ものとする。</p> <p>第31節 広域応援計画</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 村</p> <p>(略)</p> <p>3 道</p> <p>(1) 北海道における大規模災害発生時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき協定締結結果に対して応援を要請する。また、知事は、村から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。</p> <p>第36節 災害救助法の適用と実施</p> <hr/> <p>(略)</p> <p>第3 救助法の適用手続き</p> <p>1 村</p> <p>(略)</p> <p>2 道</p> <p>(略)</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	<p>表現の統一（軽微な変更）</p>
<p>3 北海道</p>	<p>3 道</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>(1) 北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき協定締結結果に対して応援を要請する。また、知事は、村から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。</p>	<p>(1) 北海道における大規模災害発生時に、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、国（消防庁等）に応援を要請するほか、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき協定締結結果に対して応援を要請する。また、知事は、村から要請があった場合で災害の範囲が著しく拡大し、道内の市町村の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、消防庁長官に対し、広域航空消防応援（ヘリコプター）、緊急消防援助隊の派遣について要請する。</p>	<p>道計画の修正に伴う修正</p>
<p>1 占冠村</p>	<p>1 村</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>
<p>2 北海道</p>	<p>2 道</p>	<p>表記の統一（軽微な変更）</p>